

愛西ガーデン訪問看護事業所

訪問看護 介護予防訪問看護

重要事項説明書

ドリームドーム株式会社

愛西ガーデン訪問看護サービス重要事項説明書

1. 事業者の概要

事業所の名称	ドリームドーム株式会社
事業所の所在地	愛知県愛西市山路町野方 149 番地 130
代表者名	山内 嘉丈

2. ご利用の事業所

事業所の名称	愛西ガーデン訪問看護事業所
事業所の所在地	愛知県愛西市山路町野方 149 番地 130
管理者の氏名	井樋口 みどり
電話番号	0567-22-5578
FAX	0567-69-5551
指定事業所番号	2367290042
サービス提供区域	愛西市、津島市、弥富市、稲沢市、蟹江町

3. 事業所の目的と運営方針

事業所の目的	利用者に対し可能な限り、在宅において有する能力や状態に応じ、安定した療養生活が送れるよう、かかりつけ医師の指示により訪問看護給付を提供します。
運営方針	看護職員等は、要介護者の心身の特徴を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が維持できるように支援します。 事業の実地にあたり、関係市町村、地域保健・医療・福祉サービスとの綿密な連帯を図り、総合的なサービスの提供につとめます。

4. 職員の職種体制等

従事者の職種	従事者の在籍数
管理者	1 人
看護職員（保健師・看護師・准看護師）	2.5 人以上（常勤換算）
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	1 人以上（常勤換算）

5. サービス提供時間

月曜日～金曜日	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分
---------	--------------------------

※ただし、国民の祝日、8 月 13 日～15 日、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。

6. 緊急時の対応方法

サービスにあたり、利用者に事故、体調の急変等が生じた場合は、利用者の家族、主治医、居宅介護支援事業者等に連絡します。

医療機関	主治医等の名前 連絡先
利用者の 緊急連絡先	氏名 連絡先

7. 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当時業者 お客様相談窓口	電話 0567-22-5578 担当者（管理者） 井樋口 みどり 受付日 月曜日～金曜日 受付時間 8時30分～17時30分
-----------------	--

なお、公的機関、市町村介護保険相談窓口においても対応しております。

愛西市 高齢福祉課窓口	電話番号 0567-55-7116
愛知県 国民保険団体連合会	電話番号 052-971-4165

8. 苦情処理の体制

- (1) 苦情があった場合は、ただちにサービス提供責任者から相手方に連絡し、直接出向くなどして詳しい事情を聞くとともに、サービス提供者からも事情を確認し対応します。
- (2) サービス提供責任者が必要と判断した場合は、苦情処理等対応委員会設置し対応します。また、必要な場合は管理者を含めて検討します。検討の結果、速やかに具体的な対応を講ずるものとします。
- (3) 苦情の内容について記録し保管いたします。

9. 事故発生時の対応

サービス提供時にあたって、事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じ賠償をします。

10. 秘密保持について

- (1) 従業員は、正当な理由がない限り、サービス提供にあたって知り得た利用者、家族の秘密を漏らしません。
- (2) 従業員が退職においても、在職中に知り得た利用者・家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- (3) サービス調整会議において個人情報を用いる場合は、利用者又は家族の同意を得ない限り用いません。

11. 利用料等

- (1) 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- (2) 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費も実費を徴収する。なお自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - ① 実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル以上120円
- (3) 死後の処置料は、10,000円とする。
- (4) 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける事とする。
- (5) 介護保険対応及び医療保険対応についての利用料金は、下記参照とする。

訪問看護のご利用料金について

【介護保険対応利用料金表】

単位（）内は予防訪問看護費

サービス内容		単位
訪問看護 I-1 (20分未満)	看護師サービス提供表による	314 (303)
訪問看護 I-2 (30分未満)		471 (451)
訪問看護 I-3 (60分未満)		823 (794)
訪問看護 I-4 (90分未満)		1,128 (1,090)
訪問看護 I-5 (20分) (理学療法士・作業療法士)	1日に2回を超えて実施する場合 90/100 (予防は 50/100) 1週間に6回限度	294 (284)

・准看護師の場合 90/100

・事業所と同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物に1ヶ月あたり20人以上の利用者がいる場合 90/100

理学療法士等の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合 又は 緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算を算定していない場合	-8/回
利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合	-5・-15

サービス内容		単位 (非課税)
初回加算 I	1か月に1回 退院当日	350/回
初回加算 II	1か月に1回 翌日以降	300/回
退院時共同指導加算	退院、退所につき1回 初回加算かどちらか	600/回
緊急時訪問看護加算 I	1か月に1回	600/回
特別管理加算 I	1か月に1回	500/月
特別管理加算 II		250/月
複数名訪問加算 I	30分未満	254/回
	30分以上	402/回
複数名訪問加算 II	30分未満	201/回
	30分以上	317/回
長時間訪問看護加算	1時間30分を超える訪問看護	300/回
ターミナルケア加算	死亡月につき1回	2,500/回

※介護予防訪問看護の利用者様も同額の金額です。

※長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者のみになります。

※特別管理加算Ⅰ

- ・在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている
- ・気管カニューレ使用
- ・在宅気管切開患者指導を受けている
- ・留置カテーテル使用

※特別管理加算Ⅱ

- ・在宅自己腹膜灌流指導管理
- ・在宅自己導尿指導管理
- ・在宅血液透析指導管理
- ・在宅持続腸圧呼吸療法指導管理
- ・在宅酸素療法指導管理
- ・在宅自己疼痛管理指導管理
- ・在宅中心静脈栄養法指導管理
- ・在宅肺高血圧疾患患者指導管理
- ・在宅成分栄養経管栄養指導管理
- ・人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ・真皮を超える褥瘡の状態
- ・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

※利用料の本人負担額の計算方法

介護保険サービスによる利用料 = 単位数 × 10.42 × 10%から30% (自己負担割合)

【医療保険対応利用料金表】

() 内は准看護師

サービス内容		料金/円
訪問看護基本医療費Ⅰ 精神科訪問看護基本療養費Ⅰ	週3回まで	5,550 (5,050)
	週4回以降	6,550 (6,050)
	悪性腫瘍の利用者に対し専門の研修を受けた看護師の場合	12850 月1回限度
訪問看護基本医療費Ⅱ 精神科訪問看護基本療養費Ⅱ 同一建物居住者複数	同一日に2人 週3回まで	5,550 (5,050)
	同一日に2人 週4回以降	5,300 (6050)
	同一日に3人以上 週3回まで	2,780 (2,530)
	同一日に3人以上 週4回以降	3,280 (3,030)
訪問看護基本医療費Ⅲ	入院中の外泊時の訪問間に算定	8,500
訪問看護管理療養費	月の初日の訪問	7,670
	月の2回目以降の訪問	3,000

■加算

24時間対応体制加算	1月につき	6,800	
緊急訪問加算 精神科緊急訪問加算	月14日目まで	2,650	
	月15日目以降	2,000	
特別管理加算Ⅰ	1か月に1回	5,000	
特別管理加算Ⅱ	1か月に1回	2,500	
訪問看護ターミナルケア療養費	死亡月につき1回	25,000	
夜間・早朝訪問看護加算	夜間18時～22時、早朝6時～8時	2,100	
深夜訪問看護加算	22時～翌6時	4,200	
長時間訪問看護加算	90分を超える場合	5,200	
情報提供療養費	1か月に1回	1,500	
難病等複数回訪問加算	1日2回 同一建物 2人まで	3人以上	4,500
		4,000	
	1日3回 同一建物 2人まで	3人以上	8,000
		7,200	
精神科複数回訪問加算	1日2回 同一建物 2人まで	4,500	
複数名訪問看護加算 精神科複数名訪問看護加算	看護師 同一建物 2人まで	3人以上	4,500 (3,800)
		4,000 (3,400)	
退院時共同指導加算	退院退所後の初回加算訪問	8,000	
退院支援指導加算	退院日	6,000	
	退院日合計90分以上の長時間	8,400	
在宅患者緊急等カンファレンス加算	1か月に2度限度	2,000	
訪問看護医療DX情報活用加算	1か月に1回	50	
訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ・Ⅱ	1か月に1回	Ⅰ780・Ⅱ10～500	

※ 訪問時間は、特別な場合を除き30分～90分となります。

※ 同一建物居住者に同日に複数利用者がいる場合、訪問看護基本療養費Ⅱが適用にな

ります。

※ 特別管理加算Ⅰ

- ・在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている
- ・気管カニューレ使用
- ・在宅気管切開患者指導を受けている
- ・留置カテーテル使用

※ 特別管理加算Ⅱ

- ・在宅自己腹膜灌流指導管理
- ・在宅自己導尿指導管理
- ・在宅かん宅血液透析指導管理
- ・在宅持続腸圧呼吸療法指導管理
- ・在宅酸素療法指導管理
- ・在宅自己疼痛管理指導管理
- ・在宅中心静脈栄養法指導管理
- ・在宅肺高血圧疾患指導管理
- ・在宅成分栄養経管栄養指導管理
- ・人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ・真皮を超える褥瘡の状態
- ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している

※ 利用料の本人負担計算：医療保険サービスによる利用料は各保険負担割合により異なります。

令和 年 月 日

サービス契約の締結にあたり、重要事項を説明しました。

事業者 名称 愛西ガーデン訪問看護事業所 ④

説明者 _____

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 氏名 _____ ④

署名代行者 氏名 _____ ④

愛西ガーデン訪問看護事業所
訪問看護 介護予防訪問看護
契約書

ドリームドーム株式会社

第5条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、訪問看護の実施ごとに、サービスの内容等をこの契約書と同時に交付する書式の記録票に記入し、サービス終了時に利用者の確認を受けることとします。
- 2 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後5年間保管します。
- 3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関するサービス実施記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、当該利用者に関するサービス実施記録の複写物の受付を受けることができます。

第6条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として、別紙契約書に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月毎の合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額を請求書に明細を付して、翌月15日までに利用者へ送付します。
- 3 事業者は、当月の料金の合計額を翌月末までに振替支払をします。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けた時は、利用者に対し、第6条（料金）2項記載の利用料と併せた領収書を発行します。
- 5 通常の実施区域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を超えた時点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - ① 実施地域を超えた地点から、片道5キロメートル以上 120円

第7条（サービスの中止）

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供の24時間前までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者がサービス実施日の24時間前までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合の料金は第6条に定める他の料金の支払いと併せて請求します。

第8条（契約の終了）

- 1 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者は病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約解除することができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

- ① 利用者のサービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以降遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず、14 日以内に支払われない場合
- ② 利用者またはその家族が事業者やサービス従業者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了いたします。

- ① 利用者が当施設以外の介護保健施設に入所した場合
- ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ③ 利用者が死亡した場合

第 9 条（秘密保持）

事業所および事業所が使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密主義は契約終了後も同様です。また、当該事務所の従業者であった者においても同様です。

第 10 条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第 11 条（緊急時の対応）

事業者は、現に訪問看護を行なっているときに利用者に病状の急変が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行なうと共に、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じます。

第 12 条（身分証の携行）

サービス従業者は、常に身分証を携帯し、初回訪問および利用者または利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

第 13 条（連携）

- 1 事業者は、訪問看護の提供にあたり、利用者の介護支援専門員及びかかりつけの医師との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、この契約書の写しを利用者の介護支援専門員に速やかに送付いたします。
- 3 事業者は、この契約の内容が変更された場合又はこの契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを利用者の介護支援専門員に送付します。なお、第 8 条第 2 項又は第 4 項に基づいて解約通知をする際には、事前に利用者の介護支援専門員に連絡します。

第 14 条（苦情処理）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、訪問看護に関する利用者の要望、苦情に対し、迅速に対応します。

第 15 条（本契約に定めない事項）

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めない事項については、介護保険その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第16条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地管轄する裁判所を第1審管轄裁判所とすることを予め合意します。

以上の契約締結の証として、この証書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有します。

令和 年 月 日

〈利用者〉

住所 _____

氏名 _____ 印

電話番号 _____

上記代理人（代理人を選任した場合）

住所 _____

氏名 _____ 印

電話番号 _____

〈事業主〉

住所 愛知県愛西市山路町野方149番地130 _____

名称 ドリームドーム株式会社

代表取締役 山内 嘉丈 _____ 印

愛西ガーデン訪問看護事業所

管理者 井樋口 みどり _____ 印

電話番号 0567-22-5578 _____

